平成２８年（フ）第４９号
香川県高松市六条町1058番地１
破産者　**眞**砂　秀子
１　決定年月日　平成28年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７８号
高知市高須新木１番29号　ドルフ高須206号
破産者　西岡　清子
１　決定年月日　平成28年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１号
福岡県久留米市小森野２丁目１番３―101号
破産者　原田　新一
１　決定年月日　平成28年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６５４号
熊本県八代市松崎町534番地２（103）
破産者　大岩　賢悟
１　決定年月日　平成28年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
北海道旭川市春光台４条４丁目２番15号
破産者　中　眞弓
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
青森県十和田市元町西１丁目13番12号　リバーサイド城田Ｂ―201、開始決定時の住所青森県十和田市大字三本木字西金崎18番地11
破産者　鈴木　光博
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３号
岩手県遠野市下組町８番49号
破産者　中村　徳明
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
宮城県柴田郡大河原町字中島町８番地32
破産者　遠藤　勇耶
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３３１号
横浜市西区境之谷67番地４　東横マキレジデンス401号、旧住所神奈川県逗子市新宿１丁目６番36―301号
破産者　崎村健次郎
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
新潟県阿賀野市南安野町10番８号
破産者　齋藤　豊
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８２号
静岡県裾野市茶畑439番地の１
破産者　杉山　伸夫
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
静岡県裾野市茶畑439番地の１
破産者　杉山富美子
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
静岡県浜松市北区初生町1179番地の２　フラッツローゼローズハウス１―101、旧住所静岡県浜松市中区高丘東４丁目38番22号
破産者　鈴木　仁
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１００４号
京都府南丹市園部町横田３号88番地　マグノーリア横田105号、前住所京都市上京区大宮通下立売下る菱屋町804番地　コートハウス205号
破産者　上和田剛至
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
京都市南区東九条明田町37番地　Ｖｉｔａ　Ｒｏｓａ京都　404
破産者　鈴山　一馬
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
福岡県宮若市鶴田1891番地100　ｔｏｍｏハイツⅠ　102号
破産者　新開　寿恵
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２２号
福岡県宮若市金丸603番地
破産者　本多　秀人
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第６５号
長崎県長崎市伊良林３丁目８番35号　サンコーポくさの２―205、旧住所長崎県西海市大島町1065番地１　Ｄ３―204
破産者　竹永　幸弘
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
熊本県宇城市不知火町高良2214番地２
破産者　林田　孝
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係